

野村訪看STだより 番外編

平成26年度

災害時の心構え

野村訪問看護ステーションでは、災害に備えて以下の取り組みを行っています

- 訪問の際に災害の備えについて啓発活動を行います。
- 3月・9月 年2回医療機器の確認を行います。
医療機器：呼吸器、吸引器、吸入器、在宅酸素、エアマットなど
通常訪問の中で行いますので、ご協力よろしくお願い致します。
- 三鷹市の防災訓練に参加・協力をいたします。
- 所内で災害を想定したトレーニングや話し合いをしています。

I：災害発生時の職員の対応

- ① 訪問中の方の身の安全と職員自身の身の安全を確保いたします。
- ② 各職員は事務所と連絡をとり、その後の訪問継続についての指示を受けます。
- ③ 基本的には訪問の最中に大地震・災害が発生し、建物・道路に損壊があるような場合は、通常訪問は中止し、全職員がステーションに戻ります。

II：災害発生直後の職員の対応

以下の方々は電話または訪問して安否確認をいたします。

- ✚ 人工呼吸器、在宅酸素や吸引など医療処置をしている方
- ✚ 独居又は日中独居で寝たきり状態の方
- ✚ 認知症で独居の方

☆ヘルパーさん等のサービス導入時間帯に災害が起こった場合は訪問いたしません。

☆対応可能なご家族がいらっしゃる場合は訪問いたしません。

III：地震発生後の職員の対応

大災害時は職員も出勤できず、通常業務はできないと予測されます。出勤できた職員は、基本的には、災害時医療拠点となる野村病院の指示のもと行動することになります。（災害発生直後48時間）

- ① 営業時間外の災害の時は、対応ができない可能性があります。
- ② 被災状況に応じて対応を行いますが、地域全体が被災した場合は通常訪問は行いません。
- ③ 職員は訪問の必要度の高い方を中心に訪問いたします。
- ④ 看護師は野村病院を拠点に災害時対応をいたします。
- ⑤ ケアマネジャーは被災者の生活状況の把握を行います。
- ⑥ 地域包括支援センター職員は三鷹市の指示により被災状況の把握・対応を行います。

・・・備えあれば憂いなし・・・



●●●震災の心構え 10 か条●●●

=災害の備え=

第 1 条・家具転倒、落下防止や非常持ち出しの準備は出来ていますか？

第 2 条・避難場所の確認は出来ていますか？

=地震発生時=

第 3 条・「**地震発生！ 0分～2分**」とにかく、自分の身を守ろう。

第 4 条・「**地震直後 2分～5分**」まずなによりも、しっかり火の始末、出火防止です。

第 5 条・「**5分～10分**」火の始末をしたら、我が家の安全を確認しよう。

第 6 条・あわてて戸外に出ない。出るときは靴を履いて！頭を保護して！

第 7 条・避難は徒歩で、持ち物は最小限度に！

第 8 条・「**10分～半日**」隣近所の安否を確かめ合い、お互いに助け合おう。

=地震後=

第 9 条・「**半日～3日**」 2、3日は自分でしのげるようにしましょう。

第 10 条・デマで動くな、正しい情報で行動を！

●●●在宅医療を受けている方へ●●●

- 流動食や経管栄養の方・・・緊急時の流動食は 3 日分は準備しておこう。
ゼリーのパックなどがあると便利です。
- 傷の処置が必要な方・・・処置に必要な衛生材料は余裕を持ってそろえましょう。
- お薬を欠かせない人・・・予備のお薬はありますか？
血圧の薬、抗けいれん薬、心臓の薬、喘息の薬など毎日服用しないと症状が出てしまう方はまとめて持ち出せるように準備。
- 医療機器を装着している人・・・停電になった時どうしますか？確認しておきましょう。
呼吸器を使っている方は外部バッテリーなど設置されていますか？
- ベッドを利用している方・・・停電するとギャッジアップできません。
ベッド回りにも注意。家具の転倒防止対応をしましょう。

- 内服薬、医薬品、医療機器、衛生材料等必要物品の確保
- 備蓄品は確実にみつかる場所、すぐにとりだせる場所に保管
- 機器は、定期的に保守点検を
- 家族みんなで常に機器を取り扱えるような訓練
- 近隣者との支援体制づくり
- 災害時受け入れ可能な医療機関の把握
- 3日～1週間位、自力で生活できるだけの備蓄を